

5 東彼杵町告示第28号

東彼杵町公共土木施設保全改修事業原材料等支給要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年3月28日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町公共土木施設保全改修事業原材料等支給要綱の一部を改正する告示

東彼杵町公共土木施設保全改修事業原材料等支給要綱（平成24年告示第138号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において「公共土木施設」とは町道、里道、準用河川、普通河川、及び青水路（用水路を除く）又は、町長が<u>特に必要と認め</u>る施設等を云う。</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において「公共土木施設」とは町道、里道、準用河川、普通河川、及び青水路（用水路を除く）又は、町長が<u>別途</u>認め る施設等を云う。</p>

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。